

○財務省告示第三百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十一月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市

五

方募

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

ハ ロ

各申込みのうち応募額の高低
も申込みの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。特別参加者の応募
各国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

イ
発

入札発競争
価格競争
入札発競争

額面金額で一兆八千六百億円
うち特別会計に関する法律第
四十七條第一項の規定に基づき

場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）及
び価格競争入札の募入の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）

		七 イ 払込金額				二				八 ロ							
行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	札	非
入	札	格	第	加	場	行	入	札	格	行	争	非	者	特	国	札	非
発	格	第	加	場	行	入	札	格	第	行	争	非	者	特	国	札	非
競	競	I				競	競	I		競	競	I			競	競	入
							で	た	条	特		で	た	条	特		額
							千	利	第	別		四	利	第	別		た
							七	付	一	会		千	付	一	会		利
							百	国	項	計		三	国	項	計		付
							八	債	の	に		百	債	の	に		九
							十	四	規	関		七	十	規	関		十
							四	億	定	す		十	八	定	す		万
							億	円	に	る		八	億	に	る		円
									基	法		億	千	基	法		、
									づ	律		五	千	づ	律		は
									き	第		百	十	き	第		、
									額	四		十	百	額	四		額
									面	十		万	万	面	十		面
									金	七		円	円	金	七		金
									額	七				額	七		額
									し	十				し	十		し
									七	七				七			七
									億	四				億			億
									十	二				十			十
									四	四				四			四
									、					、			、

一万四千三百九十四億千九百八十六円

で千七百八十四億円

で四千三百七十八億円

額 十億八千万円

十三二	ロ	十一 発行	九八	二	
の経利入価・別債行争非者特国札非入価発 払過 札格第参市及入価・別債発競札格競行行 込利 発競II加場び札格第参市行争格日 み子率行争非者特国発競I加場	銭額 面金 額百 円に つき 百円 三十 七	銭額 面上 のそ れぞ れの 応募 価格 三十 七	振額最 替 低 行 争 非 者 特 国 単 額 入 価 ・ 別 債 位 面 札 格 第 参 市 金 発 競 II 加 場	五 万 円	千 七 百 九 十 億 六 千 八 万 円
り払募年 算込入○ 出金決・ し額定一 たにのパー 金加通ー 額え知セン を、をト 第二の受 十算たけ 号式者 にには 規よ、			平す額の振 成る。整載替 二十九倍は規 年十の金録定 一月額は、よ 六月による最 六日るも額口 の面座 と金簿		

定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 47}{100 \times 365}$$

十四 初期利子
平成三十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十年九月二十日額面金額百円につき百円
元場所支額
払入札参加
者
二十
十九
十八
十七
十六
二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四

平成二十九年十一月六日
財務大臣から通知を受けた者